

## 答申の概要（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔令6-職2〕

### 第1 当審査会の結論

5 諮問に係る下記の表現活動1は、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」という。）第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するが、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）には該当しない。

諮問に係る下記の表現活動2及び3は、ヘイトスピーチには該当しない。

### 10 記

#### （表現活動1）

令和6年12月に、大阪市内を移動しながら多数の通行人に対して発言を投げかける活動（以下「本件表現活動1」という。）

15

#### （表現活動2）

インターネット上の動画投稿サイト「YouTube」(<https://www.youtube.com/>。以下「本件動画サイト」という。)において本件表現活動1の発言内容を生中継動画により配信・公開し、視聴できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動2」という。）

20

#### （表現活動3）

本件表現活動2に係る生中継動画を録画した動画（以下「本件動画」という。）及びそのタイトル・説明文等（以下「本件動画等」という。）を本件動画サイト内の特定のウェブページ（以下「本件ウェブページ」という。）に掲載し、不特定多数の者が視聴できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動3」といい、本件表現活動1ないし3を併せて「本件表現活動」という。）

25

### 30 第2 結論に至った理由

#### 1 本件表現活動3の調査審議対象とする本件動画等について

本件動画等の内容は、随時、追加や削除による変更（動画については削除のみ）が可能であることから、本件動画等の調査審議に当たっては、どの時点のものを対象とするかが問題となるが、随時変更されることがある本件動画等の内容について、当審査会の答申時までの変更経過を逐次確認し、その変遷も含めてすべて調査審議の対象としていくことは、当審査会におけ

35

る調査審議を複雑・困難化させることから、本件表現活動に関する情報を大阪市に提供した者からの情報提供を受けて大阪市長の補助組織である大阪  
市市民局において確認した令和6年12月17日時点における本件動画等の内  
容を調査審議の対象とすることとした。

5

## 2 本件表現活動に係る関係人からの意見等

### (1) 申出人

10 本件表現活動は、ヘイトスピーチと考えられるものとして、大阪市に提  
供された情報をもとに、条例第6条第1項に基づき大阪市長の職権で諮  
問されたものであるため、条例第5条第2項に規定する申出にかかる申  
出人は存在しない。

### (2) 本件表現活動を行ったもの

15 条例第9条第2項では、表現活動を行ったものについて書面により意  
見を述べるとともに有利な証拠を提出する機会を与えなければならない  
とされているが、その趣旨は、表現活動を行ったものが、当該表現活動が  
ヘイトスピーチに該当すると認定され、条例第5条第1項の規定による  
措置及び公表の対象とされることにより不利益を被る可能性のあること  
に鑑み、弁明や反論及び自己に有利な証拠を提出する機会を付与するこ  
とにより、その権利・利益を保護することにあると考えられる。

20 この点、本件表現活動1ないし3については、下記3及び4に記載のと  
おり、ヘイトスピーチに該当しないため、条例第5条第1項の規定による  
措置及び公表の対象とはならないと考えられる。したがって、本件表現活  
動を行ったもの（以下「本件表現活動者」という。）については、意見等  
を提出する機会を付与しないことによってその権利・利益に影響を及ぼ  
25 すとは考えられず、このような場合にまでそうした機会を付与するこ  
とは、かえって、本件表現活動者に対して、当該機会付与に応じるべきかど  
うかの判断を強いるとともに、仮に本件表現活動者が応じざるを得ない  
と判断する場合には、意見書の作成や証拠の収集整理を行うための負担  
を強いることとなり、条例第9条第2項の規定の趣旨にそぐわないと考  
30 えられる。

よって、本件表現活動者については、条例第9条第2項の規定に基づく  
意見等を提出する機会及び同項の規定を前提とする同条第3項の規定に  
基づく口頭で意見を述べる機会を付与しないこととした。

3 本件表現活動1について

(1) 条例第5条第1項第1号該当性について

本件表現活動1が、大阪市内で行われたことは本件動画から明らかなので、条例第5条第1項第1号に該当する。

5 (2) 条例第2条第1項第2号該当性について

条例第2条第1項第2号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

10 本件表現活動1においては、黒色人種に対する蔑称が用いられている。しかしながら、2時間以上にわたる本件表現活動1の中で数秒程度発言しているだけであり、その直後には別の通行人に対して特定の人種・民族とは関わりのない発言を行っていることを踏まえると、条例第2条第1項第2号アで定める相当程度の侮蔑・誹謗中傷性が認められない。

15 また、特定人等のうち相当数のものに、その生命、身体又は財産に脅威を感じさせるような表現の内容や態様も認められないことから、条例第2条第1項第2号イにも該当するとは言えない。

よって、本件表現活動は、条例第2条第1項第2号ア及びイのいずれにも該当しない。

20 (3) 小括

以上より、本件表現活動1は、条例第2条第1項第2号に該当するとはいえないから、その余について判断するまでもなく、ヘイトスピーチには該当しない。

25 4 本件表現活動2及び3について

本件表現活動2は、本件動画サイトに本件表現活動1を配信・公開し、本件表現活動3は、本件ウェブページに本件表現活動1を掲載したものであり、上記3のとおり、本件表現活動1がヘイトスピーチに該当しないことから、本件表現活動2及び3はヘイトスピーチには該当しない。

30

5 結論

以上の次第で、第1記載のとおり判断した。

(参考) 答申に至る経過

令和6年度 令6-職2

年 月 日	経 過
令和 7年 2月 3日	諮問（ヘイトスピーチ該当性等の有無）
令和 7年 2月 3日	調査審議（論点整理）
令和 7年 11月 10日	調査審議（論点整理）
令和 8年 1月 30日	調査審議（答申案）
令和 8年 2月 24日	調査審議（答申案）
令和 8年 3月 2日	答申（ヘイトスピーチ該当性等の有無）